

北海道告示第 10270 号

漁船損害等補償法（昭和 27 年法律第 28 号）第 112 条第 1 項の規定による同意を求めるため、次のとおり漁船損害等補償法施行令（昭和 27 年政令第 68 号）第 5 条第 1 項の規定による届出があった。

その届出に係る指定漁船調書は、漁船損害等補償法第 113 条第 1 項の申出をする漁業協同組合の事務所に備え置いて、令和 5 年 2 月 24 日から 15 日間、一般の縦覧に供する。

令和 5 年 2 月 24 日

北海道知事 鈴木 直道

発起人の住所及び氏名		加入区名	漁船損害等補償法第 113 条第 1 項 の申出をする漁業協同組合の名称
小樽市忍路 1 丁目 250 番地 7	中村 剛一	小樽加入区	小樽市漁業協同組合・小樽機船漁業 協同組合
小樽市高島 1 丁目 8 番 21 号	成田 学	同	同